指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
株式会社久米設計	3010601021886	東京都江東区潮見2-1-22

2. 指名停止措置期間

令和6年1月15日から令和6年2月14日まで(1カ月間)

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の測量、建設コンサルタント等に係る業務

4. 事実概要

宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、 株式会社久米設計の九州支社長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和5年11 月16日、宮崎県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成15年4月4日議長決定)別表第2第7号ロ(公契約関係競売等妨害又談合)に該当すると認められる。

(別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」)

別な分と「開閉及しず上门初寺に坐って旧直坐中」)								
措	置	要	件			期	間	
(公契約関係競売等妨害又は談合)								
のイ又に	はロに	掲げる	者が終	締結 した	逮捕又は	公訴を知	口った日から	
契約に位	系る工	事に関]し、-	一般役員				
は使用	人(使	用人に	おい	てはイに				
る場合に	こ限る。) がク	契約	関係競売				
害又は	談合の	容疑	により	逮捕さ				
又は逮捕	甫を経	ないて	公訴	を提起さ				
とき。								
指定区域	或内の作	也の公	共機関	の職員	2カ月以	上 12 カ	月以内	
指定区域	或外の作	也の公	共機関	の職員	1カ月以	上 12 カ	月以内	
	措 約の契は場又に付 を を を を を を を に に は は は ま に は ま に は ま に は ま に は ま に は ま に は ま に に に に に に に に に に に に に	措 置 約関係競売等がのイ又はロに契約に係る工 契約に係る工 は使用人(使 る場合に限る。 害又は談合の 又は逮捕を経 とき。 指定区域内の個	措 置 要 約関係競売等妨害又のイ又は口に掲げる 契約に係る工事に関 は使用人(使用人に る場合に限る。)が公 害又は談合の容疑 又は逮捕を経ないで とき。 指定区域内の他の公	措置要件約関係競売等妨害又は談合のイ又は口に掲げる者が終契約に係る工事に関し、は使用人(使用人においる場合に限る。)が公契約に害又は談合の容疑により又は逮捕を経ないで公訴とき。 指定区域内の他の公共機関	措置要件 約関係競売等妨害又は談合) のイ又は口に掲げる者が締結した 契約に係る工事に関し、一般役員 は使用人(使用人においてはイに る場合に限る。)が公契約関係競売 害又は談合の容疑により逮捕さ 又は逮捕を経ないで公訴を提起さ	措 置 要 件 約関係競売等妨害又は談合) のイ又は口に掲げる者が締結した 契約に係る工事に関し、一般役員 は使用人(使用人においてはイに る場合に限る。)が公契約関係競売 害又は談合の容疑により逮捕さ 又は逮捕を経ないで公訴を提起さ とき。 指定区域内の他の公共機関の職員 2カ月以	措置要件 約関係競売等妨害又は談合) のイ又は口に掲げる者が締結した 契約に係る工事に関し、一般役員 は使用人(使用人においてはイに る場合に限る。)が公契約関係競売 害又は談合の容疑により逮捕さ 又は逮捕を経ないで公訴を提起さ とき。 指定区域内の他の公共機関の職員 2カ月以上12カ	